

デイサービスセンターバーデンライフ伊勢原

地域密着型通所介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人静友会が開設するデイサービスセンターバーデンライフ伊勢原（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を十分に尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努めるものとする。

事業の運営に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービス提供事業者との連携に努めるものとする。

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンター バーデンライフ伊勢原
- (2) 所在地 伊勢原市沼目3丁目13番33号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤 兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 生活相談員 1名（常勤 兼務）
生活相談員は、利用者の申込み受付及び相談業務等を行う。
- (3) 看護従業者 名（常勤・兼務） 名（非常勤・兼務）
看護従業者は、利用者のバイタルチェック等必要な看護業務を行う。
- 介護従業者 名（常勤 兼務）
介護従業者は、利用者の日常の世話等必要な介護業務を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名（常勤・兼務）
機能訓練指導員は、日常生活に必要な機能の減退防止のための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

営業日 月曜日から金曜日までとする。（祝日は営業する。
但し 12月29日から1月3日までを除く。）

- (2) 営業時間 午前8時 分から午後5時 分までとする。
但し、サービス提供時間は、午前9時30分から午後3時40分までとする。

(利用者の定員)

第 条 事業所の利用者の定員は、地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業を合わせて 名とする。

(地域密着型通所介護の内容及び利用料等)

第7条 地域密着型通所介護の内容は、地域密着型通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう次のとおりとする

- 1 心身の状態の把握及びバイタルチェック

- 2 入浴・清拭等による清潔の保持
- 3 食事及び排泄等日常生活の世話
- 4 機能訓練
- 5 レクリエーション、行事等の教養娯楽
- 6 その他必要な地域密着型通所介護サービスの提供

地域密着型通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合の額とする。

事業所は、前項の利用料のほかに利用者から受けることができる費用の額について、別表のとおり定めるものとする。

前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 条 通常の事業実施地域は、伊勢原市とする。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第 条 事業所を利用するに当たって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 条 事業所は、地域密着型通所介護サービスの提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の必要な措置を講ずるものとする

感染症対策

第 条 事業所において感染症が発生又は蔓延しないよう 次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね ヶ月に 回以上開催するとともに その結果について 従業者に周知徹底を図る
- 2 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する
- 3 事業所の従業者に対し 感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する

虐待防止に関する事項

第 条 事業所は利用者の人権の擁護 虐待の発生又はその再発を防止するため 次の措置を講ずるものとする

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事故発生の防止及び発生時の対応

第 条 事業所は 事故の発生又はその再発を防止するため 次の各号に定める措置を講じるものとする

- 1 事故が発生した場合の対応 次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- 2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に 当該事業が報告され その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
- 3 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う
- 4 前 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は 速やかに

市町村 利用者の家族等に連絡を行うとともに 必要な措置を講じることとする

事業所は 前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するものとする。

事業継続計画の策定等

第 条 事業所は 感染症や非常災害の発生時において 利用者に対する地域密着型通所介護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 以下 業務継続計画 という を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする

事業所は 従業者に対し 業務継続計画について周知するとともに 必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする

事業所は 定期的に事業継続計画の見直しを行い 必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(損害賠償)

第 条 利用者に対する地域密着型通所介護サービスの提供において、事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 条 事業所は、防火管理者を定めるとともに 非常災害が起きた場合に備えて消防計画及び風水害、地震等に対処するための計画を策定しておくものとする。

2 事業所は、前項の消防計画に基づき年2回の避難 救出その他必要な訓練を行うものとする。

その他運営に関する重要事項)

第 条 事業所は、従業者 看護師 准看護師 介護福祉士 介護支援専門員 介護保険法第 条第 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く に対し 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする また資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人静友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 年 月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。(別表1、2の変更)

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(別表1、2の変更)

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。(別表1、2の変更)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(別表1、2の変更)

附 則

この規程は、平成2 年4月1日から施行する。(別表1)

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(別表1)

附 則

この規程は、令和1年7月1日から施行する。(第5条の変更)

附 則
この規程は、令和 1 年 月 1 日から施行する。（別表 1
附 則
この規程は、令和 年 月 1 日から施行する。（別表 1
附 則
この規程は、令和 年 月 1 日から施行する。（別表 1
附 則
この規程は、令和 年 月 1 日から施行する。 第 条の変更
附 則
この規程は、令和 年 月 1 日から施行する。 条文の追加